

# **木曾岬町いじめ防止基本方針**

**平成26年6月  
(令和2年4月改定)  
木曾岬町**

## 目次

はじめに	1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	2
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
(2) いじめの定義	
(3) いじめの理解	
(4) いじめの解消	
(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方	
2 木曽岬町が実施するいじめの防止等に関する施策	6
(1) いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(3) 教育委員会の附属機関の設置	
(4) 教育委員会が取り組む主な施策	
3 町立学校が実施するいじめの防止等に関する施策	9
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
4 重大事態への対処	15
(1) 重大事態とは	
(2) 報告（第一報）	
(3) 調査の組織	
(4) 調査	
(5) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等	
(6) 調査結果の提供及び報告	
(7) 再調査	
5 三重県教育委員会との連携及び支援要請	20
(1) いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処	
(2) 重大事態に関すること	
6 その他重要事項	20

## はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめの被害から子どもを守るためにには、子どもに関わる全ての人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは決してしてはいけない行為である」、「いじめは誰にでも、どこにでも起こりうる」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の課題であるといえます。

木曽岬町では、平成26年に「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行：以下「法」という）第12条に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月策定：以下「国の方針」という）と「三重県いじめ防止基本方針（平成26年1月策定：以下「県の方針」という）を参照し、「木曽岬町いじめ防止基本方針」（平成26年6月策定：以下「本方針」という）を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等いじめ問題の解決に向けた取組を推進してきました。

しかしながら、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、いじめ問題は複雑かつ多様化しており、本町の学校におけるいじめ認知件数は増加傾向にあり、中には解決に時間がかかる事案も発生しています。また全国に目を向けると、子どもの生命や心身に重大な危機が生じる事案が複数発生しており、今後も危機感を持っていじめ問題に対応していくなければなりません。

そのような状況の中、国では平成29年3月に「国の方針」が改定されるとともに、「いじめの重大事態に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されました。また、県では平成30年4月に「三重県いじめ防止条例」（以下「県条例」という。）が施行されたほか、国の改定を受け平成31年3月に「県の方針」が改定されました。

そこで本町では、いじめ問題への対応をさらに充実させるため、国及び県の方針の改定内容や県条例の内容をもとに、本方針を改定することとしました。

令和2年4月 木曽岬町

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

町は、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、次のとおり基本理念を定め、いじめの防止等に向けた取組を進める。

- ① いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- ③ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (2) いじめの定義

- 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を利用したインターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であり、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がその

ことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。
- 具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。
  - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### (3) いじめの理解

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- いじめの被害と加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団

全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒、外国人の児童生徒、性同一性障害等の児童生徒、各災害等により被災した児童生徒など、特に配慮を必要とする児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うことが必要である。
- SNS等を利用したインターネットを通じて行われるいじめ（犯罪や性的被害も含む。）は発見がしにくく、一度拡散した情報や画像は完全に消去することが難しく、いじめを受けた児童生徒にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を生じさせうる。

#### **(4) いじめの解消**

- いじめ解消の判断基準は、いじめの態様やいじめを受けた児童生徒の状況、加害児童生徒との関係修復状況など様々な要因を勘案して判断されるものであるが、少なくとも次の2要件を満たされていることが必要である。また、見極めに当たっては、学校いじめ対策組織やスクールカウンセラーなどを活用して集団での判断をすることが大切である。
  - ① いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月以上やんでいる状況を確認できること。
  - ② いじめを受けた児童生徒が解消しているかどうかを判断する時点において、自身の苦痛を感じていないことを、保護者及びいじめを受けた児童生徒と面談において確認ができること。
- いじめが解消に至っていない段階では、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保しながら、早急かつ丁寧ないじめの解消に向けた努力を行うことが必要である。

#### **(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方**

##### **(ア) いじめの防止**

- 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが重要である。
- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促す必要がある。また、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- 「いじめは決して許されない」という認識を社会全体に広め、学校、家庭、地域、

関係機関が一体となっていじめ防止に取り組むことが重要である。

#### (イ) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての人が連携して、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、早い段階から積極的に認知することが必要である。
- いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

#### (ウ) いじめへの対処

- いじめの実態が明らかになった場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導をするなど、迅速かつ組織的に問題解決に向けて対応することが重要である。
- 被害児童生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後の安全確保や心のケアの取組について説明し、理解と協力を依頼する必要がある。また、加害児童生徒の保護者には、事象の具体的な内容や被害児童生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の指導や取組について、理解と協力を依頼する必要がある。その際、加害児童生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合うことが重要である。
- 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

#### (エ) 地域や家庭との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校関係者と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制づくりが必要である。
- 例えばP T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

#### (オ) 関係機関との連携

- 学校や教育委員会において、加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などに

は、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関との情報共有体制を構築が必要である。

- 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## 2 木曽岬町が実施するいじめの防止等に関する施策

### (1) いじめ防止基本方針の策定

町は、法第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、町基本方針を策定し公表するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。

### (2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

町は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図り、それぞれの取組についての情報交換等を行うため「木曽岬町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。構成は、木曽岬町小中学校長、木曽岬町関係課長、木曽岬駐在所、人権擁護委員、津地方法務局桑名支局長（または総務係長）とする。また、事務局は木曽岬町教育委員会とする。

### (3) 教育委員会の附属機関の設置

町は、法第14条第3項の規定に基づき、本方針に基づく町立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、町教育委員会に「附属機関」を設置し、その名称を「木曽岬町いじめ問題対策委員会」とする。「附属機関」の機能は、以下のとおりである。

- いじめの問題に対する効果的な取組等に関して、町教育委員会の諮問を受け、本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究を行う。
- 町立学校におけるいじめの事案について、町教育委員会が町立学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に活用される。
- 町立学校において重大事態が発生した場合、法第28条に基づき事実関係を明確にするための調査を行う第三者機関としての組織を兼ねる。
- その他、町教育委員会が必要と認める事項について審議を行う。構成は、弁護士、学識経験者、医師、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー等）等とする。

## **(4) 教育委員会が取り組む主な施策**

### **(ア) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成**

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図るための支援を行う。

### **(イ) 児童生徒の主体的な活動の推進**

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動の推進を支援する。

### **(ウ) いじめの早期発見のための措置**

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、いじめを早期発見するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査（毎学期に1回以上）、個人面談等を実施するなど必要な措置を行う。アンケートの実施にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮するよう促す。その際、虐待が疑われる記載等があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあつても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応することについて周知徹底を図る。また、教育委員会として、各学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握し、的確な対応がとられるよう生徒指導体制の充実を図る。

### **(エ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行う。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえるものとする。

学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のインターネット上のトラブルの早期発見を図るための支援を行う。また、県教育委員会が実施するネットパトロールと連携し、問題のある書き込みや児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの把握に努める。

### **(オ) 相談体制の充実及び周知**

いじめの防止等に関する関係機関・団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するとともに、関係機関・団体等の相談窓口の周知を図る。

児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見

し対応するため、県から派遣されるスクールカウンセラー等を配置することにより、各学校の教育相談体制の充実を図る。また、多様な相談に適切に対応できるよう、町こども相談・子育て支援センター臨床心理士によるカウンセリングや相談事業の周知を図るほか、いじめは人権侵害にあたるとの視点から、人権擁護委員による相談体制を整え、連携・協力を図る。

児童生徒、保護者へ相談窓口等の周知を行う際には、相談した結果、いじめの解決につながった具体的な事例等を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めるとの重要性を伝えていく。

#### (力) いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上

児童生徒に対するより専門的な心のケアや関係機関との連携を進めるため、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣を県教育委員会に要請し、専門家の確保に努める。学校だけでは解決が難しい問題に対しては、教育委員会が指導・助言を行うほか、必要に応じて弁護士等の専門家と連携して、問題解決に向け支援する。

また、教職員の資質や指導力向上を目指し、県教育委員会主催の研修や、生徒指導担当者講習会等の周知及び参加の呼び掛けを行うほか、各学校で教職員がいじめの防止や児童生徒理解を深めるための研修を支援するなど研修の充実を図る。

#### (キ) いじめの防止等のための啓発活動

いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、4月と11月をいじめ防止強化月間とし、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進し、保護者をはじめ広く町民に、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深める機会を設定する。

- メディアや広報媒体を活用した啓発
- イベントや研修会等を通じた啓発
- ピンクシャツ運動の推進（4月、11月）
- 学校におけるいじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進
- 関係機関・団体等と連携した取組の推進

また、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる窓口の周知や、関係機関によるいじめ被害からの救済に関する制度の周知等、広報啓発を行うものとする。

#### (ク) 学校相互間等の連携協力体制の整備

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導や支援とその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間等の連携及び協力に関する体制を整備する。

### (ヶ) 日常の点検と評価

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう各学校に対して必要な指導・助言を行う。

## 3 町立学校が実施するいじめの防止等に関する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

町立学校は、国の基本方針、県の基本方針、町の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、学校のいじめへの対応が組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上の安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につなげる。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容を記載する。

学校基本方針の策定及び見直しに当たっては、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域、関係機関等の参画を求めるなど、地域を巻き込んだ内容となるよう努める。さらに、策定した学校基本方針については、各学校のホームページへ掲載するほか、その内容を、入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明するなど周知に努める。

### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下、「学校いじめ対策組織」という。）を置くものとする。いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。この組織は、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクー

ルカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、学校医、木曽岬駐在所警察官など外部専門家等で構成する。また、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等から、組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定する。具体的な役割は、以下のとおりである。

### 【未然防止】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### 【早期発見・事案対処】

- いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることとする。これらの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、管理職のリーダーシップのもと情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。重大事態への対処については、「5 重大事態

への対処」において詳述する。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### (ア) いじめの未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、学校及び学校の教職員は、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。未然防止の基本として、以下のことに取り組む。

- ・全ての児童生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ・いじめに向かわない態度や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を獲得させる。
- ・児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組が進むよう支援する。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて、保護者や周囲の児童生徒に対してその特性の理解を促す取組を行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒にかかるいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な支援及び必要な指導を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめについて

は、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員が正しく理解し、学校として必要な配慮や対応を行う。

- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）に対するいじめについては、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払う。

#### **(イ) 早期発見**

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査（学期に一回以上）に加え教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。また、児童生徒、保護者等がいつでもどこでも安心していじめに関する通報及び相談を行うことができるよう、関係機関・団体等の相談窓口の周知を図る。

各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておくものとする。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。この際、虐待が疑われる通報や相談があった場合は、町関係機関や教育委員会等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。

また、いじめを正確に認知することは、いじめの対応の第一歩である。いじめの正確な認知については、以下の点について留意する。

- 各学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認すること。
- 国や県・町教育委員会が提供するいじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料等の全教職員への配付し、職員会議や各学校に設置する学校いじめ対

策組織の会議において、管理職等が当該資料の内容を説明するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。

- いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」や「集団性」、「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素（加害行為の「継続性」「集団性」等）を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにすること。

#### **(ウ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防止し、適切に対処することができるよう、情報モラル教育や啓発を行う。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえるものとする。

また、県教育委員会が実施するネットパトロールと連携し、問題のある書き込みや児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの把握に努める。

#### **(エ) いじめに対する措置**

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教職員は、学校基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の理解・協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むこととする。

さらに、いじめに関する個別の事案に関して、町立学校は町教育委員会に報告、町教育委員会は必要に応じて県教育委員会に情報提供する。また、収集した情報については、必要に応じて調査研究に活用するとともに、いじめの防止や予防の観点から関係者と共有し、いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等に対して、適切に対応できるようにする。

加えて、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

なお、いじめの対処については、以下の点について留意すること。

- いじめがあるという情報が学校に入った時には、「少し様子を見よう」といつ

た対応を取ることなく、直ちに実態を調査すること。

- いじめの実態が明らかになった場合、学校は直ちに、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保した上で、加害児童生徒に対して事情を確認し適切に指導をするなど、迅速かつ組織的に問題解決に向けて対応すること。
- 被害児童生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後の安全確保や心のケアの取組について説明し、理解と協力を依頼すること。
- 加害児童生徒の保護者には、事象の具体的な内容や被害児童生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の指導や取組について、理解と協力を依頼する。その際、加害児童生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合うことが重要であること。
- いじめが起きた集団への働きかけとして、いじめを見ていた児童生徒に対しては、いじめは被害者と加害者という二者だけの問題ではないことに気付かせるとともに、例えいじめをやめさせることができなくても、勇気を持って教職員や保護者等の第三者に知らせるよう指導すること。また、はやし立てたり、面白がつたりしていた児童生徒に対しては、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させ、自らがいじめをなくそうという意識を持って行動するよう指導すること。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討すること。

#### (才) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定することができる。学校の教職員は、3か月間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめの解消について判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、期間を設定して状況を注視する。

##### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生

徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。進級や進学時には、個人情報に配慮しつつ、学校内あるいは学校間での引き継ぎを丁寧に行い、被害児童生徒や保護者への支援や心のケアが途切れることがないよう配慮する。また、加害児童生徒への見守りや支援も引き続き行うよう配慮する。

#### (力) 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、さまざまな観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を通して現状の課題を把握することが必要である。そのため、学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組むこととする。

### 4 重大事態への対処

#### (1) 重大事態とは

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事案としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認める場合
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

①について、「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、自殺や身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等が該当する。また、②における「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は、その目安にかかわらず町教育委員会又は町立学校の判断により、迅速に調査に着手する。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合、そ

の時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして取り扱う必要がある。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、町教育委員会及び町立学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要である。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。

## **(2) 報告（第一報）**

町立学校において、重大事態が発生した場合、学校は速やかに町教育委員会に報告する。報告を受けた町教育委員会は、重大事案の発生を速やかに町長及び三重県教育委員会に報告する。

## **(3) 調査の組織**

町立学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。町教育委員会が調査主体となる場合、町教育委員会のもとに置く「附属機関」が調査を行う。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「附属機関」に参加する。

町立学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織が調査を行うための組織の母体とする場合と、第三者委員会を立ち上げる場合がある。その際に、町教育委員会は法第28条第3項に基づき、調査を実施する学校に対して必要な指導を行うとともに、人的配置も含めた適切な支援を行う。

## **(4) 調査**

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。よって町立学校と町教育委員会は、「附属機関」等に対して積極的に資料の提供を行う。具体的には、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合については、「子供の自殺が起きた時

の背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」により適切に対応する。詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が町立学校又は町教育委員会主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

### ① いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

### ② いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査等に着手する。

### ③ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

## （5）被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、町教育委員会及び町立学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合などが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

### ① 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、町教育委員会及び町立学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

### ② 調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・

公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、町教育委員会及び町立学校は調整を行う。

### **③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）**

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。また、調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行う旨を、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

### **④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）**

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の対応等）を、どのような対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、町長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

### **⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）**

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

### **⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）**

- ・調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- ・被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、町個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ・被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査報告書の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケート調査等で得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を探ること、又は一定の条件の下で調査報告書の原本を情報提供する方法を探ることを、予め説明すること。
- ・調査報告書を含む調査に係る文書の保存について、町教育委員会等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。

- ・加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

調査により把握した情報の記録は、町等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前において町教育委員会及び町立学校が取得、作成した記録を含む。

## （6）調査結果の提供及び報告

町教育委員会又は町立学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行なうこととは、町教育委員会又は町立学校の法律上の義務である。（法第28条第2項）

これらの情報の提供に当たって、町教育委員会又は町立学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

また、アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

調査結果については、町長に報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、町教育委員会及び町立学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

また、町教育委員会及び町立学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

## （7）再調査

上記（6）における調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第

28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。

## 5 三重県教育委員会との連携及び支援要請

### （1）いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処

三重県教育委員会が主催する教職員及び町教育委員会を対象とした研修会に参加するとともに、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組について共通理解を図る。

また、町立学校で実施するいじめに関するアンケート調査で把握した児童生徒の状況や、学校の取組状況について必要に応じて三重県教育委員会に報告し、必要な助言や情報提供を受ける。さらには、学校だけでは対応することが難しい事案に対して、町教育委員会は、必要に応じて、三重県教育委員会にスクールカウンセラーや生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーの派遣を要請する。

### （2）組織の設置

重大事態が発生した場合、町教育委員会は、必要に応じて、問題解決を図るために人的支援や調査組織に係る専門家の紹介や支援を三重県教育委員会に要請する。

## 6 その他重要事項

町は、町立学校における「いじめ防止基本方針」の策定について、必要に応じて指導及び支援するとともに、策定状況を確認し、公表する。